

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第1節 すべての子どもが健やかに育つまちづくり

体系

- 1 子育てを支援し合えるまちづくり
 - (1) 総合的な援助システムの確立
 - (2) 男女共同参画の子育て支援
 - (3) 子育てを支援する人材の育成
- 2 地域における子育て支援
 - (1) 親と子が共に育つ地域での支援
 - (2) 仕事と子育ての両立支援の推進
 - (3) 子育てへの経済的支援
- 3 配慮を必要とする家庭への支援
 - (1) 児童虐待の防止
 - (2) 障害のある子どもの療育体制の充実
 - (3) ひとり親家庭等で配慮を必要とする家庭への援助
- 4 子どもの視点に立ったまちづくり
 - (1) 安心・安全なまちづくりの推進
 - (2) 身近な自然に親しめる環境の整備

動向と課題

- 1 少子化が全国的に進む中で、本市においても出生数は減少傾向にあります。他市からの転入が進み人口が増加する中で、一定の子どもの数は維持されています。このまちで暮らし子どもを育てたいと願う市民が、これからも住み続けることができるよう、今後なおいっそうの子育て支援施策や福祉施策の充実が求められています。
- 2 男女が共にあらゆる分野に参画する社会の実現が求められています。働くことと子どもを育てることを両立させるための環境を整備し、男女共同参画の視点に立った施策の充実が必要です。
- 3 少子化や核家族化が進む中で、子どもが育つ地域コミュニティが希薄化しており、育児の孤立化を招くとともに、子育てに不安や悩みを抱える親が増えています。一方で、吹田のまちで展開されてきた地域での子育て支援の中で、これまで支援を受けてい

た市民が、子育ての経験を生かして支援する側にまわるといふ新しい力も生まれてきています。このような新しい力を次の力へとつなぎ、子育て支援の輪を広げていくことが大切です。子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、次代を担うすべての子どもたち一人ひとりの権利が尊重され、子どもの最善の利益が保障されるよう、関係機関や地域社会も含めた子育て支援の拡充が必要です。

- 4 近年、増加しつつある児童虐待への対応は、緊急かつ重要な課題です。子どもの命や健やかに育つ権利を守るため、子育てに困難を抱える家庭に対する援助が必要です。また、障害のある子どもを持つ家庭やひとり親家庭等では、身体的・精神的・経済的に多様な悩みを抱えながら生活している場合があります。療育システムや援助体制の充実など、福祉施策を拡充していくことが必要です。
- 5 近年、子どもの周辺では、凶悪な事件や重大な事故が頻発しています。こうした犯罪や事故に子どもたちが巻き込まれないように、市民と行政が連携する必要があります。
- 6 子どもたちにとって、遊びや体験の場である自然が少なくなっており、身近に自然にふれあえる環境が求められています。

基本方向

- 1 「子どもの権利条約」の趣旨を尊重し、子どもが健やかに成長・発達する権利及び親が子どもを養育する権利と責任がともに実現できるよう、家庭や地域社会への援助とそれにかかわる機関の連携に努め、子育てを支援し合えるまちづくりを進めます。
- 2 安心して子育てができるよう、地域子育て支援センター事業の充実や児童会館・児童センターの活用を図り、地域が連携して子育てを支援します。また、仕事と子育ての両立支援に向けた環境の整備に努めます。

3 障害のある子どもに対する療育支援を強化するため、療育関係機関や地域と連携して、療育システムの充実を図ります。

また、配慮を必要とする家庭にとって、子育てにおける孤独感や不安感、負担感を解消できるような環境の整備に努めます。

4 子どもの視点に立って、子どもが安心・安全で健やかに育つことを配慮したまちづくりを進めるとともに、身近な自然に親しめる環境づくりに努めます。

計画

1 子育てを支援し合えるまちづくり

(1) 総合的な援助システムの確立

子育てをするすべての家庭に対して、適切な支援ができるよう、関係機関・団体、行政などの連携や市民との協働により、子育て支援ネットワークの形成など総合的な援助システムの確立に努めます。

(2) 男女共同参画の子育て支援

女性に偏りがちな家事や育児の負担、仕事との両立の困難さなどを解消するために、性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行うとともに、男女が共に参画し子育てのできる環境の整備に努めます。また、子どもを育てる家庭に配慮した職場環境を整備するよう、事業者へ働きかけます。

(3) 子育てを支援する人材の育成

子どもや子育てを支援する新しい力が育つよう、子育てに関する楽しさや喜びを共有できるような機会を増やし、支援を受けていた市民が、支援する側に回るような、学びや交流の場を設けていきます。

2 地域における子育て支援

(1) 親と子が共に育つ地域での支援

地域の子育て支援の拠点である地域子育て支援センターでの事業の充実や、児童会館・児童センターの整備と事業の充実を図ります。また、市民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を拡充するとともに、子育て中の親子や子育てサークルが地域で交流し、相談し合える場の整備に努めるなど、地域における子育て支援

の活動をいっそう充実していきます。

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

子どもたちの豊かな発達に結びつくよう、親の保育への多様なニーズに対応して、保育の必要なすべての児童を受け入れるため、保育所や留守家庭児童育成室の施設整備を進めるとともに、保育内容の充実にも努めます。また、病後児・病児保育の拡充を進めます。

(3) 子育てへの経済的支援

子どもを育てる家庭への経済的支援の充実を国に要望するとともに、安心して診療が受けられるよう医療費の公費負担制度の充実にも努めます。

3 配慮を必要とする家庭への支援

(1) 児童虐待の防止

児童虐待の未然防止や早期発見と児童や家庭への援助に向け、「児童虐待防止ネットワーク会議」において、保健、医療、福祉、教育、警察等関係機関とよりいっそう連携を深め、支援体制の充実を図ります。また、日常生活の中での見守りなど地域との連携を深め、社会全体で児童虐待を防止する環境をつくります。

(2) 障害のある子どもの療育体制の充実

障害児療育施設を、障害の種別や年齢にかかわらず必要療育が受けられる（仮称）療育センターとして機能強化します。民間療育施設や医療機関、教育センター等と連携しながら、保育所や幼稚園、学校等への支援を拡充して、療育システムの充実を図ります。

また、保育所や幼稚園、学校、留守家庭児童育成室などの必要な環境整備を図ります。

(3) ひとり親家庭等で配慮を必要とする家庭への援助

多様な悩みを抱えながら生活し、援助を必要とする家庭に対して、個々の生活実態に応じ、関係機関が連携して、支援する体制の整備を図ります。

4 子どもの視点に立ったまちづくり

(1) 安心・安全なまちづくりの推進

子どもを犯罪や事故の被害から守るため、地域住民や学校、警察等との連携に努め、子どもが安全で安心して過ごせるよう、地域での見守り体制の充実を図るとともに、防犯設備等を整備し、生

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第1節 すべての子どもが健やかに育つまちづくり

活環境の安全の確保に努めます。

(2) 身近な自然に親しめる環境の整備

子どもが身近な自然に親しみ、植物や小動物とのふれあい体験が豊かになるよう、公園などの整備を進め、緑・親水空間などの保全と創造に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第2節 高齢者の暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
 - (1) 学習機会の充実
 - (2) 生きがいと交流事業
 - (3) 就業機会の提供
- 2 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援
 - (1) 健康づくりと疾病予防
 - (2) 介護予防事業と生活支援事業の充実
- 3 介護保険サービスの充実
 - (1) サービス提供基盤の整備
 - (2) サービスの質の向上
 - (3) 低所得者への対策

動向と課題

- 1 わが国では、平成26年(2014年)には総人口のおよそ4人に1人が65歳以上になると見込まれています。本市の状況は、平成12年(2000年)国勢調査では、65歳以上人口の割合は12.9%で、府下平均の14.9%と比較すると低いものの、高齢化の進行、高齢者のいる世帯やひとり暮らし世帯数の増加については、府下平均を上回る速度で進んでいます。また、地域ごとの高齢化の状況に大きな違いがみられます。
- 2 社会の急速な高齢化は、元気に活動する多くの高齢者の存在とともに、その豊かな経験と知識を活用した地域づくりへの大きな可能性をもたらしています。その一方で、75歳以上の後期高齢者の増加により、寝たきりや認知症など要介護状態の高齢者が増加しています。また、家族形態の変化により、高齢ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、介護の長期化や介護者の高齢化など家庭の介護力をめぐる状況は厳しさを増しています。このような状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、健康の増進や生きがいづくり、福祉・保健サービスの充実が必要であり、地域住民や事業者との協働による多様なサービスの提供が求められています。
- 3 平成12年(2000年)にスタートした介護保険事業については、要介護認定者や介護保険サービスの利用者が年々増加し、制度の定着が進んでいますが、住み慣れた地域の中で利用できる地域密着

型サービスの基盤整備が、介護サービス全体の質の向上とあわせ大きな課題となっています。

基本方向

- 1 高齢になっても尊厳を持ちながら自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることは、市民共通の願いです。高齢者が健やかに安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 2 高齢者の社会参加や健康づくり、介護予防など高齢者が自発的に参加できる事業を進めます。また、介護認定の有無にかかわらず家族の状況などから生活上の援助を必要とする高齢者のための福祉・保健サービスの充実を図ります。
- 3 高齢者が介護を必要とする状態になっても、地域や家庭での生活を続けることができるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスの基盤整備に努め、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

計画

- 1 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
 - (1) 学習機会の充実
生きがい教室を充実するとともに、生涯学習との連携を強め、学習機会を充実します。
 - (2) 生きがいと交流事業
高齢クラブ活動を支援するとともに、高齢者が自らの経験と知識を地域のまちづくりに生かせるよう社会参加を推進します。
 - (3) 就業機会の提供
シルバー人材センターによる、就業機会の提供が充実されるよう支援します。
- 2 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援
 - (1) 健康づくりと疾病予防
健康づくりに関する情報の提供等に努め、高齢者自らの健康づくりを支援します。また、健康診査など保健事業を通じ、生活習慣の改善をはじめとした疾病予防を進めるとともに、かかりつけ医を持つなど医療を受けやすい環境づくりを進めます。
 - (2) 介護予防事業と生活支援事業の充実
要介護状態となることを予防するために高齢

者やその家族等を身近な地域で支援する介護予防事業や、住み慣れた地域社会での生活が継続できるよう支援する生活支援事業など在宅福祉サービスの充実を図ります。

3 介護保険サービスの充実

(1) サービス提供基盤の整備

住み慣れた地域の中で、居宅サービスや施設サービスの利用ができるよう、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤の整備を進めます。

(2) サービスの質の向上

介護保険サービスの提供などを行う事業者や施設との連携や情報交換、介護相談員派遣事業による利用者の声の反映などを通じてサービスの向上に努めます。

(3) 低所得者への対策

介護保険サービスを安心して利用できるよう、低所得者に対する負担軽減を国に要望するとともに、低所得者の居宅サービス利用に対する利用者負担額の助成や高齢者の介護保険料の軽減について、その継続に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第3節 障害者の暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 共に生きる社会づくり
 - (1) 啓発と交流の推進
 - (2) コミュニケーションサービスの充実
- 2 障害者の社会参加と就労支援
 - (1) 学習機会の充実
 - (2) 雇用・就労への支援
- 3 障害者を支える福祉・保健・医療サービスの充実
 - (1) 地域生活支援施策の充実
 - (2) 日中活動の場の整備
 - (3) 自立生活への支援の充実
 - (4) 障害者の保健・医療サービスの充実
 - (5) 福祉人材養成と研修の充実
- 4 障害者の療育・教育の充実
 - (1) 療育システム等の充実
 - (2) 障害に配慮した教育等の充実

動向と課題

- 1 障害者福祉は、高齢社会への対応や地域福祉の推進などを基本とし、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送ることを支える」という基本理念に基づいて、「社会福祉法」をはじめとする法律の改正により、それまでの措置制度から福祉サービスを自ら選択し利用する支援費制度に移行しました。
- 2 本市における障害者手帳等の所持者数は身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに年々増加しています。身体障害者手帳の所持者を年齢構成別にみると、65歳以上が約6割を占め、障害の種類別でみると、肢体不自由が最も多く、次に内部障害となっており、いずれも増加傾向にあります。また、1・2級の重度障害者が半数を占めるなど重度化の傾向がみられます。一方、知的障害者では、重度者が約6割を占めています。
- 3 本市では、平成8年(1996年)に策定した「障害者計画」に基づき、社会情勢の変化や障害者のニーズに対応したさまざまな施策を進めてきました。少子・高齢化の進行を反映して、障害者の家庭でも、家族数の減少や主に介護を担っている親の高齢化が顕著になり、家庭での介護力が低下してい

ます。これまでの家族介護に代わる居宅支援サービス等のよりいっそうの充実が求められています。

障害の状況や年齢などによりニーズが異なることから、障害福祉施策を障害者一人ひとりのニーズに添えるきめ細かなものにしていくためには、サービスの質の向上とサービス基盤の整備が必要となっています。また、精神障害者及び難病患者に対する福祉サービスの充実も課題となっています。

- 4 障害者の自立と社会参加の重要な柱である雇用の確保については、企業への啓発なども含めて有効な施策の検討が必要となっています。

基本方向

- 1 「第2期障害者計画」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)に基づき、障害者が社会の一員としてあらゆる分野に参加し、生きがいを持って人生を送れるよう、障害者の人権を保障し発展させ、ノーマライゼーションの理念を実現する平等な社会づくりを進めます。
- 2 障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害や障害者への理解を深めるための啓発に努めるとともに、ボランティア活動の振興などを通じて誰もが障害者を支えることができる地域社会づくりを進めます。
- 3 障害者のライフサイクルの各段階やニーズに応じたきめ細かな福祉施策を推進します。また、社会参加や就労への支援を強化するなど総合的な施策を推進します。

計画

- 1 共に生きる社会づくり
 - (1) 啓発と交流の推進
障害者が地域で安心して暮らせるよう地域交流の機会を増やすとともに、保健所や医療機関などと連携し、精神障害者や難病患者に対する市民の理解を深めるための啓発に努めます。
 - (2) コミュニケーションサービスの充実
視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保を図るために、点訳奉仕員や手話通訳者等の人材の養成に努めるとともに、聴覚

障害者に対する手話通訳員派遣事業の充実に努めます。

また、障害者の情報活用能力の向上を図るための講習会の開催や、市の情報提供のあり方を検討します。

2 障害者の社会参加と就労支援

(1) 学習機会の充実

障害者施設や社会教育施設において、障害者の生活力や生きがいを高めるための学習機会の充実に努めます。また、図書館等において、視覚障害者や聴覚障害者の利用を促進するための資料の整備やサービスの充実に努めます。

(2) 雇用・就労への支援

市自らが障害者雇用率の目標数値(3.0%)の達成を図るとともに、市民や企業に対し、障害者雇用についての啓発に努めます。また、企業での障害者雇用を促進するために、助成制度の継続に努めます。

さらに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターを核とした就労支援ネットワークの充実に努めるとともに、障害者の適性や能力、ニーズに対応できる就労の場の検討や就労支援施策についての研究・検討を行います。

3 障害者を支える福祉・保健・医療サービスの充実

(1) 地域生活支援施策の充実

すべての障害者が地域で安心して、自立して暮らせるよう、ヘルパー派遣、ショートステイ、デイサービスなどの地域生活を支えるサービス基盤の整備とその充実に努めます。

(2) 日中活動の場の整備

施設での作業等を通して一般就労につながるとともに、福祉的就労の場として、生きがいや社会参加の場ともなっている授産施設や作業所などの通所型施設のあり方を検討し、必要な整備と助成に努めます。

(3) 自立生活への支援の充実

福祉手当等の支給により本人や家族の経済的負担の軽減を図るとともに、就労支援施策等の充実とあわせて総合的な支援により経済的自立を図り、地域で安心して、自立して暮らせるよう支援します。

(4) 障害者の保健・医療サービスの充実

障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療の推進を図り、障害の軽減や、重度化、二次障害等の防止を図ります。

また、医療の必要な障害者が、安心して適切な治療を受けられるよう、医療体制の整備に努めるとともに、医療費の公費負担制度の継続に努めます。

(5) 福祉人材養成と研修の充実

ホームヘルパーやガイドヘルパー、手話通訳者等の専門職員の養成研修の充実に努めます。また、サービス内容の向上を図るために、事業担当者の研修の充実に努めます。

4 障害者の療育・教育の充実

(1) 療育システム等の充実

障害のある子どもが必要な療育を受けられるよう(仮称)療育センターを整備し、療育システムの充実に努めます。

学齢期以降の障害児童の放課後活動等を支えるため、保護者の就労支援を目的とした市民による自主的な活動を支援するとともに、障害児童が地域において活動する機会の充実に努めます。

(2) 障害に配慮した教育等の充実

「共に学び、共に育つ」教育を基本に、障害のある児童・生徒一人ひとりの状況に応じた教育に努めます。また、障害のある児童と障害のない児童が相互に理解を深めるための交流を促進します。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第4節 地域での暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の充実
 - (1) 地域福祉の総合的な推進
 - (2) 地域福祉の拠点、相談・支援体制の整備
 - (3) 支え合いのネットワークの整備
 - (4) 自主避難困難者に対する災害時の支援
 - (5) 地域福祉活動促進のための環境整備と支援
- 2 福祉サービス利用者への支援
- 3 生活環境の整備
 - (1) 福祉のまちづくりの推進
 - (2) 暮らしやすい住まいの確保
 - (3) 移動への支援

動向と課題

- 1 平成12年(2000年)に全面改正された「社会福祉法」において、「地域福祉の推進」が社会福祉の柱として位置づけられ、市町村地域福祉計画の策定についての規定が設けられました。これを受けて本市でも、平成18年度(2006年度)を計画初年度とする「地域福祉計画」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)を策定しました。
- 2 多くの市民は住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしを続けたいと願っています。また、自らの趣味を楽しみ、さまざまな社会活動に参加し、充実した毎日を過ごしたいと願っています。しかし、長引く経済の停滞は、市民の生活基盤を不安定にしており、家族形態の変化や都市環境の変化等もあいまって、老後の生活不安や介護の問題、障害者が直面する問題など、ひとりで解決できない困難な課題が市民生活に広がっています。

市民の個別的多様な生活課題を解決していくためには、生活の場を基本にきめ細かな施策を総合的に展開する必要があります。特に、高齢者や障害者、子育て中の人などに対しては、身近な場所での総合的な相談と援助とともに、社会生活を営む上で基盤

となる住宅の整備やまちのバリアフリー化などが求められています。

- 3 本市では、コミュニティプラザと地域保健福祉センターで構成されるコミュニティセンター2か所を整備し、コミュニティ活動の促進を図るとともに、地域福祉の拠点施設として、高齢者と障害者、その家族を対象に総合的な相談や援助の実施と、福祉、保健、医療の関係機関・団体等との連携を深め、ネットワークの形成に努めてきました。

今後、地域福祉の拠点施設の整備について、その役割の充実や機能の見直しなど総合的な検討を行い、進めていく必要があります。

- 4 本市の地域福祉活動は、社会福祉協議会地区福祉委員会や民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、NPOなど多様な主体により、高齢者等の見守りや昼食会、子育てサロンなどさまざまな活動が全地域で広がっています。災害時の支え合いなども含め、地域の支え合いの仕組みづくりをさらに進めるため、多くの市民の参加を促し、活動内容の充実や団体相互の連携強化を図ることが求められています。

今後、地域福祉の役割がますます重要となる中で、「社会福祉法」において地域福祉推進の中核的組織として位置付けられている社会福祉協議会について、組織の強化と機能の充実が求められています。

- 5 サービス事業者との契約により、福祉サービスを自分で選んで利用する仕組みが広がる中で、必要なサービスの利用が困難になっている認知症高齢者などに対し、地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスの適切な利用を援助し、その権利を擁護する必要があります。

また、福祉・保健サービスに関する苦情への公正・中立で迅速な処理や、安心してサービスを利用できるためのサービスの質の確保が求められています。

基本方向

- 1 「地域福祉計画」に基づき、地域福祉の総合的な推進を図るとともに、地域福祉の拠点施設として、地域保健福祉センターの機能を見直し整備します。さらに、身近な地域の相談支援窓口について、既存福祉施設の配置状況等を考慮し、整備に努めます。
- 2 市民による自主的な地域福祉活動が育つよう、地域住民の参加を促進するとともに、環境整備と支援に努めます。また、関係機関・団体、地域住民等の自主的な活動との連携を強め、援助を必要とする人々に対する支え合いのネットワークの整備を図ります。
- 3 判断能力が十分でない高齢者や障害者等に対し、福祉サービス等の適正な利用を援助し、その権利擁護に努めます。
また、福祉・保健サービスに関する苦情相談に対応し公正・中立な処理を進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。
- 4 すべての市民が住みなれた地域で安心して暮らされ続けられるよう、まちのバリアフリー化の推進とともに、住宅の確保や移動手段の整備など生活環境の整備に努めます。

計画

- 1 住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の充実
 - (1) 地域福祉の総合的な推進
「地域福祉計画」に基づき、地域福祉推進体制を充実させ、関連する計画や施策との整合を図りながら、地域との協働により地域福祉の総合的な推進を図ります。
また、援助を必要とする市民が安心して暮らすことができるよう、原子爆弾被爆者二世への援助をはじめ、きめ細かな福祉施策の推進に努めます。
 - (2) 地域福祉の拠点、相談・支援体制の整備
地域福祉の拠点として、地域保健福祉センターを、既存施設の活用も含め、地域ごとの高齢化の進行状況に配慮しながら計画的に整備し、行政の支援機能の充実を図ります。
また、身近な地域福祉の相談・支援窓口を、地

域の福祉関係施設への併設等も含め計画的に整備します。

さらに、地域福祉及び地域福祉活動推進の拠点施設として、総合福祉会館の機能の充実を図ります。

(3) 支え合いのネットワークの整備

地域ケア会議の開催などを通じ、福祉や保健、医療等の専門機関やサービス事業者との連携を図り、地域ケア体制を充実します。また、地域の相談・支援窓口や各種支援センター等の相談員やケアマネジャー、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等と情報の共有化を図りながら、連携を強め、援助を必要とする人の発見や見守り、援助活動を推進し、地域と行政、専門機関等の協働による支え合いのネットワークの整備を進めます。

(4) 自主避難困難者に対する災害時の支援

大規模災害に備え、自主避難が困難な高齢者や障害者等を支援するため、近隣住民や地域の自主防災組織、ボランティア等との連携・協力の下に安否の確認や避難誘導を行う仕組みの整備を進めます。

(5) 地域福祉活動促進のための環境整備と支援

地域福祉活動への市民の参加を促進するとともに、地域団体やボランティア、NPO等による多様な福祉活動が育ち継続して行われるよう、情報の提供や活動場所の整備など支援します。また、ボランティア活動を活性化するため、ボランティアセンター（社会福祉協議会）やボランティア・NPOの支援センターに対し支援するとともに、社会福祉協議会の組織の強化と機能の充実を図るための支援を行います。

2 福祉サービス利用者への支援

地域の関係機関・団体と連携しながら、成年後見制度や社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業の普及に努め、福祉サービス等を利用する上で判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの福祉サービスの利用を支援します。

また、市の行う福祉・保健サービスに係る市民の苦情を公正・中立な立場で迅速に処理するため、福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度の普及に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第4節 地域での暮らしを支えるまちづくり

さらに、市民が安心してサービスを選択し利用できるよう、サービス提供事業者とも連携してサービスの質の確保を図ります。

3 生活環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

駅舎を中心とした交通経路のバリアフリー化を進めるなど福祉のまちづくりを推進します。

(2) 暮らしやすい住まいの確保

高齢者や重度障害者等に対し、住宅のバリアフリー化を支援するとともに、高齢者向け住宅や障害者のグループホームなど、高齢者や障害者が暮らしやすい住宅の整備を促進します。

(3) 移動への支援

一般の交通機関の利用が困難な高齢者や障害者などに対し、医療機関等への送迎や社会参加を促進するための外出支援について、そのあり方も含め検討します。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第5節 生活を支える社会保障の充実

体系

- 1 低所得者福祉
 - (1) 生活保護等の充実
 - (2) 援助体制の充実
- 2 社会保障制度（国民健康保険・国民年金）
 - (1) 制度改善の要望
 - (2) 情報提供と相談機能の充実

動向と課題

- 1 全国的に生活保護世帯が急増しており、本市においても急激に増加している状況です。倒産やリストラ等による失業に起因して、仕送りや収入の減少により、高齢、ひとり親、傷病、障害等すべての要援護世帯が増加しています。これらの世帯が抱える問題には、経済的な援助はもとより、福祉、保健、医療をはじめとするさまざまな分野の施策が必要です。関係機関との協力の下に、さまざまな施策を活用し、個々の世帯の実情に応じたきめ細かな対応がよりいっそう重要となっています。
- 2 医療保険・公的年金制度は、傷病の治療や高齢に伴う所得の減少に備えるための社会保障制度であり、国民生活を支える重要な柱です。国民健康保険・国民年金制度は基本的には国の制度であり、国は高齢社会を迎えて、制度改革を進めています。

基本方向

- 1 憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとともに、対象となる世帯に応じたさまざまな自立支援の推進に努めます。
- 2 高齢社会を迎えて医療保険・公的年金制度は、市民の健康と生活の安定に欠かせないものとなっています。国の制度改革の動向をみながら、市民がより豊かな生活を営むため可能な限り各機関と連携を図り支援に努めます。

計画

- 1 低所得者福祉
 - (1) 生活保護等の充実
健康で文化的な生活が維持できる生活保護基準の改定を国に要望します。また、緊急時等の生活支援に努めます。
 - (2) 援助体制の充実
面接相談体制や援助体制を充実し、地域の民生委員・児童委員とも協力して対象家庭の多様な相談やニーズに対応していきます。
- 2 社会保障制度（国民健康保険・国民年金）
 - (1) 制度改善の要望
国民健康保険については、保険財政の基盤強化や安定的で持続可能な医療保険制度の改革を国に要望します。また、国民健康保険と国民年金の給付の充実などについても国に要望します。
 - (2) 情報提供と相談機能の充実
国民健康保険や国民年金の対象となる市民が、これらの制度に対して正しい認識と理解を持つことができるよう、制度の周知、関連情報の提供、相談機能の充実に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第6節 健康な暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 健康づくりの推進
- 2 保健事業の推進
 - (1) 母子保健
 - (2) 成人保健
 - (3) 高齢者保健
 - (4) 歯科保健
 - (5) 心の健康づくり
 - (6) 健康危機管理
 - (7) 地域ケア体制
- 3 地域医療体制の整備
 - (1) 救急医療体制の整備
 - (2) 地域での暮らしを支える医療
 - (3) 地域医療連携体制の整備

動向と課題

- 1 生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が急速に伸びる中、高齢期を健やかで心豊かに過ごすことができるよう、積極的な健康づくりに取り組むことが必要となっています。

国は、平成12年度(2000年度)に「健康日本21」を策定し、大阪府は、平成13年度(2001年度)に「健康おおさか21」、さらに平成14年度(2002年度)には「健康おおさか21吹田保健所圏域計画」を策定しました。また、平成15年(2003年)5月には「健康増進法」が施行されました。

本市においても、「健康づくり都市宣言」の趣旨を踏まえ、「健康すいた21」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)をはじめ、「高齢者保健福祉計画」「次世代育成支援行動計画」(平成16年度(2004年度)中に策定予定)等に基づき、幅広い健康づくりに取り組むことが求められています。

- 2 心身の健康の保持・増進は、栄養、運動、休養のバランスがとれた生活習慣の確立が基本であり、自己の健康状態の正しい認識と自己管理は生活習慣病

予防の原点でもあります。

そのため、市民が自己の健康状態を把握し、主体的に日常生活の中でさまざまな健康づくり活動が行えるように多彩なメニューを用意し、また必要な情報を提供するシステムが必要です。

- 3 保健事業においては、乳幼児期から高齢期に至るまで、身近な地域での取組の推進が必要になっています。事業の推進にあたっては、生活習慣病予防や介護予防、子育て支援を重視し、福祉、医療とも連携した取組が求められています。
- 4 若年者を含む幅広い年齢層で、自殺やうつ・うつ状態の人が増えています。高齢者においては、認知症への対応が介護者にとっても大きな問題となっています。また、子育ての不安や負担から、心のバランスを失っている保護者も増えています。精神障害者の自立の問題も含め、症状の正しい理解やその予防などについて、医療、保健、福祉が連携した取組が求められています。

- 5 国際的に広がる新たな感染症や、食中毒の発生などにみられるように、市民の健康を脅かすさまざまな事象が起きています。これらに対し、保健所と連携し、迅速に対応することが求められています。

- 6 本市は、医療機関が整備された環境にありますが、近年の小児科医の確保困難等もあり、休日・夜間の初期救急、入院の必要な二次救急体制の整備が課題となっています。

- 7 高齢化と生活習慣病等の慢性疾患を中心とした疾病構造の変化に伴い、受診者数が増加する一方で、医療機器や医療技術の進歩により高度医療への市民の期待も増大しています。

市民病院においても、外来患者の待ち時間の短縮や接遇の改善によるサービスの向上などに加え、高度化する医療への市民の期待に応えた医療技術の充実を図ることが求められています。

基本方向

- 1 市民一人ひとりが日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体と連携し、情報提供をはじめ環境づくりに努めます。
- 2 生活習慣病予防や介護予防、子育て支援を重視した保健事業に取り組みます。また、精神的な面で問題を抱える市民への支援や、新たな感染症等には、保健所との連携の下、その対応を進めます。
- 3 休日・夜間の初期救急、入院の必要な二次救急体制の整備に努めます。
- 4 病気の治療だけでなく、健康づくりや子育て、介護に関する身近な相談相手として、かかりつけ医の定着を関係機関との連携の下に進めます。
- 5 地域に集積している医療機関の連携を深め、市民が安心して医療を受けることができる地域医療体制の整備に努めます。また、市民病院については、公的病院としての役割を果たすとともに、地域の急性期医療機関として患者サービスの向上等に努めます。

計画

- 1 健康づくりの推進
健康づくり推進事業団とともに、地域での健康づくりに関する情報を一元化し、提供します。また、健康づくりについての啓発と、市民のニーズに応じた多彩なプログラムの提供に努めます。さらに、スポーツ振興事業など生涯学習事業と保健事業との連携に努め、効果的な事業の推進を図ります。
- 2 保健事業の推進
 - (1) 母子保健
市民のニーズに応じた母子保健事業の実施に努め、特に、児童虐待については、健康診査や育児相談、訪問指導等を通じ、その予防と早期発見に努めます。また、かかりつけ医や子育て支援事業等と連携しきめ細かな支援に努めます。
 - (2) 成人保健
生活習慣病予防に向け、健康診査や事後指導、健康教育等において、個人の状況に応じた支援に努めます。また、市民が主体性を持って、食生活の改善、たばこ対策、運動・身体活動の習慣化等

に取り組めるよう、関係機関と連携して多彩な情報の提供に努めます。

(3) 高齢者保健

高齢者の年齢に応じた生活習慣の改善や疾病予防に努めます。また、生活機能の低下を早期に発見し、健康教育や訪問指導、地域参加型機能訓練事業などの介護予防に寄与する事業の実施に努めます。

(4) 歯科保健

年代に応じた予防的な歯科保健事業を実施します。また、高齢者、障害者に対し、口腔ケアを含む効果的な歯科保健サービスを実施します。

(5) 心の健康づくり

ストレスへの対応やうつ・うつ状態、認知症の予防のための正しい知識の普及・啓発や生活支援に努めます。心のバランスを失い、子育てに支障をきたしている保護者には、訪問等を通じ、育児支援事業や在宅福祉サービスの利用につなぐ等、保健、医療、福祉の連携の下、支援に努めます。また、関係機関と連携し、精神疾患への市民の理解を深めるための啓発に努めます。

(6) 健康危機管理

感染症や食中毒など、市民の健康を脅かすさまざまな事象に対し、その予防についての正しい知識の普及や情報の提供に努めます。また、保健所や医療機関と連携し、発生時における迅速な対応に努めます。

(7) 地域ケア体制

市民の身近な場所での事業実施と、地域での保健活動を通じ、市民の健康状態や地域の状況を把握し、福祉、医療との連携を深め、地域ケア体制の整備に努めます。また、地域住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員、自治会、ボランティア等と連携しネットワークづくりを進めます。

3 地域医療体制の整備

(1) 救急医療体制の整備

大阪府の保健医療計画に沿って、府や隣接各市、関係医療機関との協力を強め、府の救急医療情報ネットワークにより救急搬送の円滑化を図るとともに、本市の実情を踏まえた救急医療体制の整備

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第6節 健康な暮らしを支えるまちづくり

を進めます。

(2) 地域での暮らしを支える医療

関係機関に働きかけ、かかりつけ医を定着させるとともに、地域の医療、保健、福祉のネットワークづくりに努めます。

(3) 地域医療連携体制の整備

病院間、病院と診療所、診療所間の連携を深め、適時に適切な医療を受けることができる地域医療体制の整備に努めます。また、市民病院については、地域の急性期医療機関として、他の医療機関との連携を進め、地域医療の水準向上に貢献する高度で良質な医療、安心・安全な医療の提供に努めるとともに、中長期の視野に立った経営改善を進め、経営基盤の確立に努めます。

